

令和5年度 改正建築基準法・改正建築物省エネ法講習会

中南地域県民局地域整備部

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、床面積が200㎡を超える木造住宅や、2階建以上の木造住宅などの場合、

都市計画区域外であっても建築確認申請が必要となります。

それに伴い、確認審査の際の特例が無くなり、構造審査等が必要となります。

また、原則**全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化**となります。

これら制度の円滑な施行に向け、改正法等に関する講習会を開催します。

中南地域の設計・施工等に携わる方々、お誘い合わせの上ご参加をお願いいたします。

●主 催：中南地域県民局地域整備部、(一社)青森県建築士会弘前支部

●共 催：弘前市、(一社)青森県建築士会南黒支部

●協 力：青森県県土整備部建築住宅課、(株)建築住宅センター

●日 時：令和6年3月8日(金) 13時 30分～16時 30分

※受付開始 13時 00分から

●会 場：青森県武道館(弘前市大字豊田 2丁目 3)会議室

●対象者：建築士、住宅・建築施工者、地方公共団体の職員など

●定 員：70名程度

●受講料：無料

●講習内容

時間	内 容	説明者等
13:30～	改正建築基準法・改正建築物省エネ法の概要について	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導 GM
14:30～	木造住宅耐震関連事業の補助制度等について	建築指導グループ 担当者
15:10～	(仮)省エネ基準の適合義務化による建築確認手続きの適合性審査について	(株)建築住宅センター 担当者

●申込方法：「受講申込書」に必要事項を記入し、建築士会弘前支部の事務局に申し込みください。

(一社)青森県建築士会弘前支部：0172-32-1192

●申込締切：令和6年3月1日(金)※定員になり次第、締め切らせていただきます。

●お問合せ先：中南地域県民局地域整備部 建築指導課 担当 齊藤・木村

〒036-8345 弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)

TEL 0172-32-3801 / FAX 0172-36-5360